

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 福島県企業局組織規程の一部を改正する規程
 - 福島県企業局処務規程の一部を改正する規程
 - 福島県企業職員給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程
 - 福島県企業局財務規程の一部を改正する規程
 - 福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程
 - 福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程
 - 福島県企業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する規程
- 福島県病院局**
- 福島県病院局処務規程の一部を改正する規程
 - 福島県病院局事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程
 - 福島県病院局財務規程の一部を改正する規程
 - 福島県病院局事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程
 - 福島県病院局事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

福島県企業局

四 三 二 八 八 六 六 五 五 二 二 一

福島県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年 3月29日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第3号

福島県企業局組織規程の一部を改正する規程

福島県企業局組織規程（昭和44年福島県企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

1 職員の職（2に規定する職を除く。）

職	職 務
主任主査	上司の命を受け、特に指示された事務を処理する。
専門電気技師	上司の命を受け、担任の高度な電気技術を処理する。
主査	上司の命を受け、担任の事務を処理する。
主任電気技師	上司の命を受け、担任の電気技術を処理する。
副主査	上司の命を受け、高度な事務をつかさどる。
副主任電気技師	上司の命を受け、高度な電気の技術をつかさどる。
主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。

技師	上司の命を受け、技術をつかさどる。
電気技師	上司の命を受け、電気の技術をつかさどる。

2 1 以外の職

職	職 務
専門員	上司の命を受け、担任の専門的業務に従事する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経営・販売課)

福島県企業局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年3月29日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第4号

福島県企業局処務規程の一部を改正する規程

福島県企業局処務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第6号中「営利企業等への従事」を「営利企業への従事等」に改める。

別表第1局長専決事項の欄4中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同欄12中「自己に関する個人情報」を「自己情報」に、「及び重要な」を「、重要な」に改め、「訂正請求に対する決定」の次に「及び重要な自己情報の利用停止請求に対する決定」を加え、同欄14中「主査相当職の」を「標準的な職が主査の職制上の段階に属する」に改め、同欄22中「営利企業等へ従事」を「営利企業への従事等を」に改め、同表課長専決事項の欄4中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同欄15中「自己に関する個人情報」を「自己情報」に、「及び自己情報」を「、自己情報」に改め、「訂正請求に対する決定」の次に「及び自己情報の利用停止請求に対する決定」を加える。

別表第2事業所長専決事項の欄5中「自己に関する個人情報」を「自己情報」に、「及び自己情報」を「、自己情報」に改め、「訂正請求に対する決定」の次に「及び自己情報の利用停止請求に対する決定」を加える。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経営・販売課)

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年3月29日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第5号

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（昭和44年福島県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（職務の級及び号給）」に改め、同条中「標準的な」を削り、「及び別表第4」を「から別表第4の4まで」に改める。

別表第2の3中「企業第1号任期付研究員職員給料表」を「企業第1号任期付研究員給料表」に改める。

別表第2の4中「企業第2号任期付研究員職員給料表」を「企業第2号任期付研究員給料表」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

企業行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務

1 級	主事、技師又は電気技師の職務
2 級	1 副主査又は副主任電気技師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主事、技師又は電気技師の職務
3 級	1 主査又は主任電気技師の職務 2 困難な業務を行う副主査又は副主任電気技師の職務 3 専門員の職務
4 級	1 主任主査又は専門電気技師の職務 2 困難な業務を行う主査又は主任電気技師の職務 3 事業所の課長の職務
5 級	1 副課長の職務 2 困難な業務を行う主任主査又は専門電気技師の職務 3 事業所の次長又は困難な業務を行う事業所の課長の職務
6 級	1 本局の課長の職務 2 局主幹又は主幹の職務 3 困難な業務を行う副課長の職務 4 事業所長 5 困難な業務を行う事業所の次長の職務
7 級	1 局次長の職務 2 局参事の職務 3 困難な業務を所掌する本局の課長の職務 4 困難な業務を所掌する事業所長の職務
8 級	1 重要な業務を所掌する局次長の職務 2 重要な業務を所掌する局参事の職務
9 級	1 局長の職務 2 理事の職務

別表第4の次に次の3表を加える。

別表第4の2（第4条関係）

企業特定任期付職員給料表号給別基準職務表

号 給	基 準 と な る 職 務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難かつ重要な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験又は優れた識見を活用して従事する極めて困難かつ重要な職務

7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験又は優れた識見を活用して従事する極めて困難かつ特に重要な職務
---	---

別表第4の3（第4条関係）

企業第1号任期付研究員給料表号給別基準職務表

号 給	基 準 と な る 職 務
1	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等によりその研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務
2	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等によりその研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務
3	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等によりその研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等によりその研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務
5	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等によりその研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務
6	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等によりその研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務

別表第4の4（第4条関係）

企業第2号任期付研究員給料表号給別基準職務表

号 給	基 準 と な る 職 務
1	博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務
2	博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務
3	博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第2の3及び別表第2の4の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに改正前の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程別表第3に規定する職務の内容により職務の級が決定されている職員であって、施行日の前日から引き続き在職する者についての改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程別表第3の規定の適用については、昇格又は降格により職務の級が決定されるまでの間は、なお従前の例による。

(経営・販売課)

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年3月29日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第6号**福島県企業局財務規程の一部を改正する規程**

福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第185条第1項中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経営・販売課)

福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年3月29日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第7号**福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程**

福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成7年福島県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

様式第6号、様式第7号、様式第11号、様式第14号、様式第15号、様式第21号及び様式第22号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の日」を「裁決の日」に改める。

様式第25号中「対する不服申立て」を「対する審査請求」に、「不服申立てに係る」を「審査請求に係る」に、「不服申立ての内容」を「審査請求の内容」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号。以下「整備条例」という。）第5条の規定による改正前の福島県個人情報保護条例（平成6年福島県条例第71号。以下「改正前の条例」という。）第15条第2項、第21条第2項若しくは第21条の7第2項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等（以下これらを「処分」という。）又は改正前の条例第11条第1項、第19条第1項若しくは第21条の4第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下これらを「請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであって整備条例の施行の日前にされた処分又は整備条例の施行の日前にされた請求に係る不作為に係るものについての改正後の福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第2条第3項第7号及び第21号、様式第11号並びに様式第25号の規定の適用については、改正後の規程第2条第3項第7号中「条例第22条の3」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号。以下この項において「整備条例」という。）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第5条の規定による改正前の条例第22条の3」と、改正後の規程第2条第3項第21号中「条例第22条の2」とあるのは「整備

条例附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第5条の規定による改正前の条例第22条の2」と、改正後の規程様式第11号中「第22条の3」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第5条の規定による改正前の福島県個人情報保護条例第22条の3」と、「3か月」とあるのは「60日」と、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」と、改正後の規程様式第25号中「対する審査請求」とあるのは「対する不服申立て」と、「福島県個人情報保護条例第22条第1項」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第5条の規定による改正前の福島県個人情報保護条例第22条第1項」と、「審査請求に係る」とあるのは「不服申立てに係る」と、「審査請求の内容」とあるのは「不服申立ての内容」とする。

（経営・販売課）

福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年3月29日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第8号

福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が保有する公文書の開示等に関する規程（平成12年福島県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第4号及び様式第9号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の日」を「裁決の日」に改める。様式第10号中「対する不服申立て」を「対する審査請求」に、「不服申立ての内容」を「審査請求の内容」に改める。

附 則

- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号。以下「整備条例」という。）第6条の規定による改正前の福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「改正前の条例」という。）第11条第1項若しくは第2項の決定（以下「開示決定等」という。）又は改正前の条例第5条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであって整備条例の施行の日前にされた開示決定等又は整備条例の施行の日前にされた開示請求に係る不作為に係るものについての改正後の福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が保有する公文書の開示等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第7条第4項、第11条、様式第9号及び様式第10号の規定の適用については、改正後の規程第7条第4項中「条例第21条」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号。以下この項及び第11条において「整備条例」という。）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第6条の規定による改正前の条例第21条」と、改正後の規程第11条中「条例第20条」とあるのは「整備条例附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第6条の規定による改正前の条例第20条」と、改正後の規程様式第9号中「第21条」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第6条の規定による改正前の福島県情報公開条例第21条」と、「3か月」とあるのは「60日」と、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」と、改正後の規程様式第10号中「対する審査請求」とあるのは「対する不服申立て」と、「福島県情報公開条例第19条第1項」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第6条の規定による改正前の福島県情報公開条例第19条第1項」と、「審査請求の内容」とあるのは「不服申立ての内容」とする。

（経営・販売課）

福島県企業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する規程をここ

に公布する。

平成28年 3月29日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第9号

福島県企業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する規程

福島県企業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程（平成27年福島県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「相馬市大野台二丁目3番地2」を「別表の左欄に掲げる場所」に、「相馬工業用水道第2期整備事業の推進に係る」を「同表の右欄に掲げる」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第1条関係）

相馬市大野台二丁目3番地2	相馬工業用水道第2期整備事業の推進に関する こと。
いわき市平字梅本15番地	いわき四倉中核工業団地第2期整備事業の推進 に関すること。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（経営・販売課）

福島県病院局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年 3月29日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第13号

福島県病院局処務規程の一部を改正する規程

福島県病院局処務規程（平成16年福島県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第6号中「営利企業等への従事」を「営利企業への従事等」に改める。

別表第1局長専決事項の欄6中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同欄16中「主査相当職の」を「標準的な職が主査の職制上の段階に属する」に改め、同欄24中「営利企業等へ従事」を「営利企業への従事等を」に改め、同表課長専決事項の欄6中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同欄18中「主査相当職」を「標準的な職が主査の職制上の段階に属する職」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（病院経営課）

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年 3月29日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第14号

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（職務の級及び号給）」に改め、同条中「標準的な」を削る。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第4条関係）

ア 病院行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事、技師又は心理判定員の職務
2級	1 副主査又は副主任心理判定員の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主事、技師又は心理判定員の職務
3級	1 主査又は主任心理判定員の職務 2 困難な業務を行う副主査又は副主任心理判定員の職務 3 専門員の職務
4級	1 主任主査又は専門心理判定員の職務 2 困難な業務を行う主査又は主任心理判定員の職務
5級	1 副課長の職務 2 宮下病院事務長の職務 3 矢吹病院、南会津病院又は大野病院事務次長の職務 4 診療所次長の職務 5 困難な業務を行う主任主査又は専門心理判定員の職務
6級	1 課長又は局主幹若しくは主幹の職務 2 矢吹病院、南会津病院又は大野病院事務長の職務 3 困難な業務を行う副課長の職務
7級	1 局次長の職務 2 困難な業務を所掌する課長の職務

8 級	重要な業務を所掌する局次長の職務
9 級	局長又は理事の職務

イ 病院医療職給料表(1)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	医員の職務
2 級	医長の職務
3 級	1 診療所長又は病院副院長若しくは病院診療部長の職務 2 科部長又は科長の職務
4 級	病院長の職務

ウ 病院医療職給料表(2)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	1 栄養技師、医療技師又は放射線技師の職務
2 級	1 困難な業務を行う栄養技師、医療技師又は放射線技師の職務 2 薬剤技師の職務
3 級	1 副主任栄養技師、副主任薬剤技師、副主任医療技師又は副主任放射線技師の職務 2 専門員の職務
4 級	1 矢吹病院又は宮下病院薬剤部長の職務 2 主任栄養技師、主任薬剤技師、主任医療技師又は主任放射線技師の職務
5 級	1 南会津病院又は大野病院薬剤部長の職務 2 専門栄養技師、専門薬剤技師、専門医療技師又は専門放射線技師の職務
6 級	主任専門薬剤技師、主任専門医療技師又は主任専門放射線技師の職務
7 級	困難な業務を行う主任専門薬剤技師、主任専門医療技師又は主任専門放射線技師

エ 病院医療職給料表(3)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	主任准看護技師、副主任准看護技師又は准看護技師の職務
2 級	看護技師又は助産技師の職務
3 級	1 看護師長の職務 2 主任看護技師又は主任助産技師の職務 3 副主任看護技師又は副主任助産技師の職務 4 専門員の職務
4 級	1 困難な業務を行う看護師長の職務

	2 困難な業務を行う主任看護技師又は主任助産技師の職務
5 級	1 看護部長の職務 2 専門看護技師又は専門助産技師の職務 3 特に困難な業務を処理する看護師長の職務
6 級	1 主任専門看護技師の職務 2 困難な業務を行う専門看護技師又は専門助産技師の職務 3 困難な業務を処理する看護部長の職務
7 級	特に困難な業務を処理する看護部長の職務

オ 病院技能労務職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	1 技能員、運転手、交換手、ボイラー技士又は調理員（以下「技能職員」という。）の職務 2 給食員又は看護助手（以下「労務職員」という。）の職務
2 級	1 相当の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 2 相当の経験を必要とする労務職員の職務
3 級	1 高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 2 高度の経験を必要とする労務職員の職務 3 専門員の職務
4 級	1 特に高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 2 特に高度の経験を必要とする労務職員の職務
5 級	1 極めて高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 2 極めて高度の経験を必要とする労務職員の職務

カ 病院任期付職員給料表号給別基準職務表

号 給	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難かつ重要な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験又は優れた識見を活用して従事する極めて困難かつ重要な職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験又は優れた識見を活用して従事する極めて困難かつ特に重要な職務

別表第7アの表1級の項を次のように改める。

1 級	6,700円。ただし、1号給6,484円、2号給6,534円、3号給6,588円、4号給6,637円、5号給6,691円
-----	--

別表第7イの表1級の項中「。ただし、1号級10,971円」を削り、別表第7エの表1級及び2級の項を次のように改める。

1 級	8,200円。ただし、1号給7,330円、2号給7,393円、3号給7,461円、4号給7,524円、5号給7,591円、6号給7,663円、7号給7,731円、8号給7,798円、9号給7,861円、10号給7,938円、11号給8,010円、12号給8,082円、13号給8,154円
2 級	9,600円。ただし、1号給8,590円、2号給8,685円、3号給8,784円、4号給8,878円、5号給8,977円、6号給9,085円、7号給9,189円、8号給9,292円、9号給9,409円、10号給9,472円、11号給9,535円

別表第8給料の特別調整額を受ける職員の職の欄中「事務長（副課長相当職にある者を除く。）」を「事務長（標準的な職が副課長の職制上の段階に属する職にある者を除く。）」に、「事務長（課長相当職にあるものを除く。）」を「事務長（標準的な職が課長の職制上の段階に属する職にある者を除く。）」に改める。

附 則

- この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第7の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）別表第7の規定は、平成27年4月1日から適用する。
- この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに改正前の福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）別表第5に規定する職務の内容により職務の級が決定されている職員であって、施行日の前日から引き続き在職する者についての改正後の規程別表第5の規定の適用については、昇格又は降格により職務の級が決定されるまでの間は、なお従前の例による。
- 改正後の規程第2条に規定する常勤職員及び短時間勤務職員が、改正前の規程の規定に基づいて、平成27年4月1日以後の分として受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

（病院経営課）

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年3月29日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第15号

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第145条第2項を削る。

第180条第1項中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改める。

別表第3損益勘定（費用）の表中

手当等	常勤の職員の扶養、期末、勤勉、特殊勤務等の諸手当を記載する。	を
-----	--------------------------------	---

手当等	常勤の職員の扶養、期末、勤勉、特殊勤務等の諸手当を記載する。
-----	--------------------------------

退職給付費	退職給付引当金として計上するための繰入額を記載する。
賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額を記載する。

に、

法定福利費	事業主負担の共金、健康保険料、保険料等を記載
-------	------------------------

「 済組合負担、厚生年金繰入額を記載する。」

を

法定福利費	事業主負担の共済組合負担金、健康保険料、厚生年金保険料等を記載する。
法定福利費引当金繰入額	法定福利費引当金として計上するための繰入額を記載する。

に、

「 雑費」

「 前記の科目に属さない費用を記載する。」

を

他引当金繰入額	その他引当金として計上するための繰入額を記載する。
雑費	前記の科目に属さない費用を記載する。

に、

「 手当等」

を

手当等	
賞与引当金繰入額	

に、

「 法定福利費」

を

「 法定福利費引当金繰入額」

に、

「 雑費」

を

他引当金繰入額

に改める。

雑費

別表第3負債勘定の表中

賞与引当金

翌事業年度に支払う賞与のうち当年度負担相当額を見積り計上する引当金を記載する。

を

賞与引当金		翌事業年度に支払う賞与のうち当年度負担相当額を見積り計上する引当金を記載する。
法定福利費引当金		翌事業年度に支払う賞与に係る法定福利費のうち当年度負担相当額を見積り計上する引当金を記載する。

に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

(病院経営課)

福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年3月29日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第16号**福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程**

福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第4号及び様式第9号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の日」を「裁決の日」に改める。

様式第10号中「対する不服申立て」を「対する審査請求」に、「不服申立ての内容」を「審査請求の内容」に改める。

附 則

- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号。以下「整備条例」という。）第6条の規定による改正前の福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「改正前の条例」という。）第11条第1項若しくは第2項の決定（以下「開示決定等」という。）又は改正前の条例第5条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであって整備条例の施行の日前にされた開示決定等又は整備条例の施行の日前にされた開示請求に係る不作為に係るものについての改正後の福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第7条第4項、第11条、様式第9号及び様式第10号の規定の適用については、改正後の規程第7条第4項中「条例第21条」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号。以下この項及び第11条において「整備条例」という。）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第6条の規定による改正前の条例第21条」と、改正後の規程第11条中「条例第20条」とあるのは「整備条例附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第6条の規定による改正前の条例第20条」と、改正後の規程様式第9号中「第21条」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第6条の規定による改正前の福島県情報公開条例第21条」と、「3か月」とあるのは「60日」と、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」と、改正後の規程様式第10号中「対する審査請求」とあるのは「対する不服申立て」と、「福島県情報公開条例第19条第1項」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第6条の規定による改正前の福島県情報公開条例第19条第1項」と、「審査請求の内容」とあるのは「不服申立ての内容」とする。

(病院経営課)

福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年3月29日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第17号

福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

様式第6号、様式第7号、様式第11号、様式第14号、様式第15号、様式第21号及び様式第22号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の日」を「裁決の日」に改める。

様式第25号中「対する不服申立て」を「対する審査請求」に、「不服申立てに係る」を「審査請求に係る」に、「不服申立ての内容」を「審査請求の内容」に改める。

附 則

- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号。以下「整備条例」という。）第5条の規定による改正前の福島県個人情報保護条例（平成6年福島県条例第71号。以下「改正前の条例」という。）第15条第2項、第21条第2項若しくは第21条の7第2項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等（以下これらを「処分」という。）又は改正前の条例第11条第1項、第19条第1項若しくは第21条の4第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下これらを「請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであって整備条例の施行の日前にされた処分又は整備条例の施行の日前にされた請求に係る不作為に係るものについての改正後の福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第2条第3項第7号及び第21号、様式第11号並びに様式第25号の規定の適用については、改正後の規程第2条第3項第7号中「条例第22条の3」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号。以下この項において「整備条例」という。）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第5条の規定による改正前の条例第22条の3」と、改正後の規程第2条第3項第21号中「条例第22条の2」とあるのは「整備条例附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第5条の規定による改正前の条例第22条の2」と、改正後の規程様式第11号中「第22条の3」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第5条の規定による改正前の福島県個人情報保護条例第22条の3」と、「3か月」とあるのは「60日」と、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」と、改正後の規程様式第25号中「対する審査請求」とあるのは「対する不服申立て」と、「福島県個人情報保護条例第22条第1項」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第5条の規定による改正前の福島県個人情報保護条例第22条第1項」と、「審査請求に係る」とあるのは「不服申立てに係る」と、「審査請求の内容」とあるのは「不服申立ての内容」とする。

（病院経営課）